

提出書類	提出時期	根拠条文	提出方法
① 安定操作取引関係者リストの写し ※ 安定操作取引を行うことになる場合のみ。	令第22条第2項から第4項までの規定により安定操作取引をすることができる期間の初日の前日まで	規1214条②	Target (PDF提出)
② 安定操作取引委託者通知書 ※ 令第20条第3項第5号に規定する安定操作取引の委託等をする者があつた者を選定した場合のみ。	〃	施1230条④(1)b	Target (PDF提出)
③ 元引受契約を締結する金融商品取引業者通知書	〃	施1230条④(2)b(a)	Target (PDF提出)
④ 発行価格通知書  算式表示による場合は、これに代えて次のa.及びb.の通知書 a. 算式表示による発行価格通知書 b. 発行価格の確定通知書	決定後直ちに  決定後直ちに 確定後直ちに	施1230条④(2)b(b)  施1230条④(2)b(c) 〃	開示代用可 Target (PDF提出)  開示代用可 Target (PDF提出)
⑤ 目論見書(届出仮目論見書及び訂正事項分を含む。) ※ EDINETで有価証券届出書及び訂正届出書を提出した場合は不要。	作成後直ちに	施1230条②(2)a	書面
⑥ 発行新投資口数の確定日に関する通知書 ※ 価格決定時に発行新投資口数が未確定の場合のみ。	決定後直ちに	規1214条②	Target (PDF提出)
⑦ 有価証券通知書写し(変更通知書写しを含む。)及びその添付書類	財務局等に提出後直ちに	施1230条②(2)b	Target (PDF提出)

※ ③及び⑦については、有価証券届出書の提出を要しない場合に限りまふ。